

27 西 審 使 第 16 号  
平成 28 年 1 月 21 日

西東京市長 丸 山 浩 一 殿

西東京市使用料等審議会  
会 長 米 田 正 巳

西東京市手数料の適正化について（答申）

平成27年12月18日付27西企企第272号にて諮問のありましたこのことについて、本審議会で審議し、その結果を取りまとめましたので、下記のとおり答申いたします。

記

1 答申事項

証拠書類等の写しの交付の手数料の取扱い

2 答申内容

市の審理手続における審査請求人又は参加人からの証拠書類等の写しの交付の手数料額及びその減額又は免除の取扱いについては、条例に規定し、行政不服審査法施行令の内容に準じて手数料を徴収し、及び減額又は免除をする取扱いとすることが妥当である。

なお、今後、行政不服審査法施行令の改正があった場合には、改正内容に準じて適切な取扱いをすることが妥当である。

3 条例施行予定日

平成 28 年 4 月 1 日